

## 静岡県告示第429号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和2年6月12日

静岡県知事 川勝平太

### 1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第2号

### 2 指定区域

静岡県御前崎市佐倉字洗井2296番1、字洗井2283番2、字洗井2284番、字洗井2285番1、字洗井2286番、字洗井2287番2、字洗井2289番1、字洗井2293番の一部、静岡県御前崎市佐倉字新道2278番1、字新道2279番1、字新道2280番1、字新道2281番、字新道5291番2 以上13筆